

大分市内の店舗等家賃を支援します！

《大分市中小企業者・小規模事業者等店舗家賃相当（5分の4）額応援金》

支給
対象者

以下の①から④の全てに該当する中小企業者・小規模事業者等
(フリーランスを含む個人事業主)

- ①大分市内に事業所等があること
- ②対象事業所における売上が、次のAまたはBのいずれかの条件を満たしていること
※開業日が2019年3月2日以降の場合は、裏面の計算方法をご確認ください
A 2021年5月の売上が、前年または前々年の同月に比べ50%以上減少していること
B 2021年3月から5月までの売上の合計が、前年または前々年の同じ期間に比べ30%以上減少していること
- ③市内の事業所等を事業に使用するために賃貸借契約等に基づき賃借していること
※駐車場のみ賃借している場合も支援対象となる場合があります
※従業員が通勤などで使用するためだけの駐車場や社員寮は対象となりません
- ④2021年4月30日以前から対象事業所等において事業を営んでいること

申請は事業所（店舗）単位で行うため、複数の事業所等をお持ちの方は、①～④を満たす事業所の申請が可能です。

支給金額

最大 **16 万円** 月額家賃相当額 × 4 / 5

(賃貸借契約等に基づく家賃、共益費、駐車場費など)

必要書類

※裏面をご確認ください

今までの大分市家賃補助や、国の家賃支援給付金を受給された方も対象になります。

①窓口申請の方法

印鑑、必要書類一式(裏面参照)を受付場所にご持参ください。

(受付場所) 大分市役所 本庁舎 9階

※新型コロナウイルスの感染拡大防止のためマスクの着用をお願いします。
申請受付開始当初は、大変混雑することが予想されます。あらかじめご了承ください。

②郵送申請の方法

下記の送付先へ必要書類一式をご提出ください。

(送付先) 〒870-8504 大分市荷揚町2番31号 大分市商工労政課 家賃支援担当宛

③電子申請の方法

市ホームページまたは右のQRより申請できます。



- ①窓口申請：7月30日17時15分まで
- ②郵送申請：7月30日の消印まで
- ③電子申請：7月30日23時59分まで

申請方法

申請期間

2021年6月15日(火)～7月30日(金)まで

「中小企業者・小規模事業者等」とは

下表に該当する中小企業者、小規模事業者、個人事業者等のことをいいます。

業種	下記のいずれかを満たすこと	
	資本金の額又は出資の総額	常時使用する従業員の数
①製造業、建設業、運輸業、その他の業種 (②～④除く)	3億円以下	300人以下
②卸売業	1億円以下	100人以下
③サービス業(旅行業を除く)	5,000万円以下	100人以下
④小売業	5,000万円以下	50人以下

※会社以外の法人も支給対象となる場合があります。

支援概要・必要書類など詳細については、**☎0120-933-037**
コールセンターへお問い合わせください。(8:30～17:15 ※土・日・祝日除く)

法人の場合の必要書類

①	応援金交付申請書（様式第1号）
②	確定申告書別表一の控への写し（1枚）および 法人事業概況説明書の控への写し（両面） ※収受印があるものに限る。 電子申告の場合は、「受信通知」を併せて提出
③	5月の売上が50%以上減少したこと、または、 3月から5月の売上の合計が30%以上減少した ことが分かる法人事業概況説明書の控への写し （両面）など ※当該年月の売上がわかる台帳等でも可 ※複数の店舗を申請する場合は、各店舗それぞれの売上 台帳等の提出が必要
④	賃貸借契約書等の写し（全てのページ）
⑤	応援金の振込先となる口座通帳等の写し （通帳を1ページ開いた部分）※カナ名義が分かるもの

個人の場合の必要書類

①	応援金交付申請書（様式第1号）
②	確定申告書第一表の控への写し（1枚）または 所得税青色申告決算書の控への写し（1.2頁目） ※収受印があるものに限る。 電子申告の場合は、「受信通知」を併せて提出 確定申告の義務がない等の場合は、「市民税・県民税 申告書」の写しを提出。
③	5月の売上が50%以上減少したこと、または、3月か ら5月の売上の合計が30%以上減少したことが分かる 所得税青色申告決算書の控への写し(1.2頁目)など ※当該年月の売上がわかる台帳等でも可 ※複数の店舗を申請する場合は、各店舗それぞれの売上 台帳等の提出が必要
④	賃貸借契約書等の写し（全てのページ）
⑤	応援金の振込先となる口座通帳等の写し （通帳を1ページ開いた部分）※カナ名義が分かるもの

④・⑤の書類について、以下の要件を満たす場合は提出不要です。ただし、申請書への記入は必要です。

- 2020年5月、6月もしくは、2021年2月から5月に実施した「大分市家賃応援金」を受給された方のうち、
 - ④の書類：対象事業所等の賃貸借契約の内容に変更がなく、以前提出された契約書等にて確認できる場合
 - ⑤の書類：以前申請した振込先口座と同一の場合
- は、提出不要です。

※内容に変更があった場合や前回の申請内容が不明の場合などは、改めて提出してください。

開業日が2019年3月2日以降の場合における売上減少率計算方法

$$\text{売上減少率} = \frac{\text{ア} - \text{イ}}{\text{ア}} \times 100$$

「A 2021年5月の売上が、前年か前々年同月に比べて、50%以上減少していること。」の特例

開業日	ア	イ
2020年5月2日～2021年4月30日	開業日の当月または翌月から2021年4月までの売上の月平均（1日開業の場合は当月から）	2021年5月の売上
2019年5月2日～2020年4月30日	開業日の当月または翌月から2020年4月までの売上の月平均（1日開業の場合は当月から）	2021年5月の売上

「B 2021年3月から5月までの売上の合計が、前年または前々年の同じ期間に比べて、30%以上減少していること。」の特例

開業日	ア	イ
2020年3月2日～2021年2月28日	開業日の当月または翌月から2021年2月までの売上の月平均の3倍（1日開業の場合は当月から2021年2月まで）	2021年3月から5月までの売上げの合計
2019年3月2日～2020年2月29日	開業日の当月または翌月から2020年2月までの売上の月平均の3倍（1日開業の場合は当月から2020年2月まで）	2021年3月から5月までの売上げの合計

支援概要・必要書類など詳細については、
コールセンターへお問合せください

☎0120-933-037
(8:30～17:15 ※土・日・祝日除く)

